

定 款

(令和 5(2023)年 3 月 1 日改定)

シグマ光機株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、シグマ光機株式会社と称し、英文では、
S I G M A K O K I C O . , L T D . と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 光学・電気通信機器装置の製造および販売並びにメンテナンス
2. 光学・電気通信機器装置の輸出入および販売
3. 光学・電気通信機器装置の設計および研究開発
4. 医療機器の製造および販売
5. ソフトウェアの作成および販売
6. 不動産の賃貸業
7. 前各号に付随する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を埼玉県日高市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、32,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- ② 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④ 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数とする数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時これを招集する。

(招集地)

第13条 株主総会招集地は本店（埼玉県日高市）とする。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

(招集者及び議長)

第15条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議で定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

- ② 代表取締役に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席

した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は10名以内とする。

(選任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 当会社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(解任)

第21条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最後のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(招集通知)

第23条 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の5日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(招集者および議長)

第24条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議で定めた代表取締役が招集し、その議長となる。

- ② 代表取締役に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して出席取締役の過半数によって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があっ

たものとみなす。

(取締役会規則)

第 27 条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(代表取締役および役付取締役)

第 28 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選任する。

- ② 取締役会は、その決議によって最高経営責任者、最高執行責任者各 1 名を定めることができる。
- ③ 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 31 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(選 任)

第 32 条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(招集通知)

第 34 条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 5 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(決議方法)

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数で行う。

(監査役会規則)

第 36 条 当会社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会の定める監査役会規則による。

(常勤の監査役)

第 37 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 39 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの 1 年とする

(剰余金の配当等の決定機関)

第 41 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 42 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。

- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。
③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 43 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以 上